

令和7年6月30日付課法2－7ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

○ リース税制の見直し（法令改正）

「リースに関する会計基準」（以下「新リース会計基準」といいます。）の公表に伴い、令和7年度の税制改正により、リース税制について次の改正が行われました。

- (1) オペレーティング・リース取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づきその法人が支払うこととされている金額がある場合には、その支払うこととされている金額のうち債務の確定した部分の金額をその各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（すなわち、引き続き賃貸借取引として支払賃借料を損金の額に算入する）こととされました。
- (2) 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却（リース期間定額法）については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとされました。
- (3) 新リース会計基準において割賦基準（第2法）が認められなくなったことを踏まえ、法人税法上のリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準の特例）は、廃止されました。

なお、延払基準の特例の廃止後においても、新リース会計基準において引き続き認められる第1法及び第3法により経理された収益及び費用の額は、益金の額及び損金の額に算入されます。

○ 収益の計上の単位の通則（基通2－1－1 改正）

資産の賃貸借に係る収益の額について、原則として個々の契約ごとに計上することとし、資産の賃貸借に係る契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合（当該契約における対価の中に、原資産の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用が含まれる場合を含みます。）において、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法により経理しているときは、その方法により区分した単位ごとに計上することができることを明らかにしています。

○ **収益及び費用の帰属時期の特例（基通第2章第4節第1款 廃止）**

法人税法上のリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準の特例）の廃止に伴い、この特例に係る取扱いを定めた通達について、所要の経過措置を講じた上で、廃止しています。

○ **減価償却資産の償却費の損金経理額に含まれるもの（基通7-5-3 新設）**

リース資産に係る「その償却費として損金経理をした金額」には、内国法人がリース資産についてその確定した決算において当該リース資産に係る使用権資産をリース期間の減価償却費として経理した金額が含まれることを留意的に明らかにしています。

○ **賃借人におけるリース資産の取得価額（基通7-6の2-9 改正）**

賃借人におけるリース資産の取得価額は、原則としてそのリース期間中のリース料の額の合計額（改正前：そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額）によることを明らかにしています。

○ **賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い（基通7-6の2-10の2 新設）**

賃借人が、賃借人の会計リース期間を用いて経理を行っているリース資産に係るリース期間定額法の適用に当たっては、当該賃借人の会計リース期間をリース期間定額法のリース期間とすることを明らかにしています。

（注）賃借人の会計リース期間とは、賃借人が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に次の(1)及び(2)の期間を加えた期間をリース期間としている場合の当該リース期間をいいます。

(1) 賃借人が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間

(2) 賃借人が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間

○ **リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取扱い（基通7-6の2-17 新設）**

リースを含む契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合において、次に掲げる方法により経理しているときは、当該方法により区分された後の当該リースを構成する部分に係るリース資産の取得価額とさ

れるべき金額について法人税法第31条その他の減価償却に関する規定及び法人税基本通達第7章の取扱いを適用することを明らかにしています。

- (1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法
- (2) 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び当該法人の営業における用途が類似する原資産のグループごとに、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする方法

○ 資産の賃貸借の範囲（基通12の5－1－1 新設）

法人税法第64条の2第3項の「資産の賃貸借」には、民法第601条の規定により効力を生ずることとなる契約に基づく行為のほか、資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する行為も含まれることを留意的に明らかにしています。

○ リース取引の判定（基通12の5－1－3 新設）

資産の賃貸借が法人税法のリース取引とされる2つの要件に該当するかどうかを判定する場合において、当該資産の賃貸借が次のいずれかに該当するときは、当該資産の賃貸借は、その2つの要件のうちのいわゆるフルペイアウト要件に該当することを留意的に明らかにしています。

- (1) 賃貸人の会計リース料の現在価値が、原資産の現金購入価額のおおむね90%以上であること。
- (2) 賃貸人の会計リース期間が、原資産の経済的耐用年数のおおむね75%以上であること（原資産の特性、経済的耐用年数の長さ、原資産の中古市場の存在等を考慮した場合に、(1)による判定が90%を大きく下回ることが明らかな場合を除きます。）

なお、賃借人が上記の判定を行う場合には、(1)の賃貸人の会計リース料を賃借人の会計リース料と、(2)の賃貸人の会計リース期間を賃借人の会計リース期間と、それぞれ読み替えることを明らかにしています。

○ リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取扱い（基通12の5－1－7 新設）

リースを含む契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合において、次に掲げる方法により経理しているときは、当該方法により区分された後の当該リースを構成する部分に係る資産の賃貸借について法人税法第64条の2及び法人税法施行令第131条の2の規定並びに法人税基本通達第12章の5第1節及び第2節の取扱いを適用することを明らかにしています。

- (1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法
- (2) 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び当該法人の営業における用途が類似する原資産のグループごとに、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする方法

○ 資産の賃貸借の範囲（基通12の5－3－1 新設）

法人税法第53条第1項の「資産の賃貸借」の範囲については、法人税基本通達12の5－1－1（資産の賃貸借の範囲）の取扱いを準用することを明らかにしています。

○ リースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合の取扱い（基通12の5－3－3 新設）

リースを含む契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分とがある場合において、次に掲げる方法により経理しているときは、当該方法により区分された後の当該リースを構成する部分に係る資産の賃貸借について法人税法第53条の規定及び法人税基本通達第12章の5第3節の取扱いを適用することを明らかにしています。

- (1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分ける方法
- (2) 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び当該法人の営業における用途が類似する原資産のグループごとに、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする方法

第2 租税特別措置法通達関係

○ イノベーション・ボックス税制（法令改正）

1 制度の概要

令和6年度税制改正において、青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度（対象事業年度）において特許権譲渡等取引（注1）を行った場合には、その特許権譲渡等取引に係る所得金額（注2）を基礎として計算した金額（その特許権譲渡等取引に係る所得金額に一定の研究開発費の額（注3）のうち適格研究開発費の額（注4）の占める割合を乗じて計算した金額）の合計額の30%に相当する金額の損金算入（所得控除）ができることとされました。

（注1）特許権譲渡等取引とは、次のものをいいます。

イ 居住者又は内国法人（関連者を除きます。）に対する特定特許権等の譲渡

ロ 他の者（関連者を除きます。）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他の者に特定特許権等を使用させる行為を含みます。）

（注2）特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲渡等取引にあつては、特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に係るものに限りします。

（注3）研究開発費の額とは、研究開発に要した費用の額のうち各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額をいいます。

（注4）適格研究開発費の額とは、研究開発費の額のうち、特許権譲受等取引（2を参照）によって生じた研究開発費の額などの一定の金額以外の金額をいいます。

2 関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合の独立企業間価格の適用

適用対象法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引（注1）を行った場合に、その特許権譲受等取引につきその適用対象法人がその関連者に支払う対価の額が独立企業間価格（注2）に満たないときは、その適用対象法人のその事業年度以後の各事業年度における本制度の適用については、その特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなすこととされています。

（注1）特許権譲受等取引とは、次のものをいいます。

イ 他の者からの適格特許権等の譲受け

ロ 他の者からの適格特許権等の借受け

(注2) 独立企業間価格とは、特許権譲受等取引の対価の額について移転価格税制に規定する方法に準じて算定した金額(その特許権譲受等取引が国外関連取引である場合には、移転価格税制において規定する独立企業間価格)をいいます

また、関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合には、所要の書類を作成し、税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければならないこととされているほか、更正期限を延長する特例、同業者に対する質問検査権、書類の提示又は提出がない場合の推定課税その他所要の措置が講じられています。

○ 研究開発費として損金経理をした金額の範囲(措通59の3(2)－1 新設)

本制度の「研究開発費として損金経理」をした金額には、研究開発費の科目をもって経理を行っていない金額であっても、法人の財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものが含まれることを明らかにしています。

○ 契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされているかどうかの判定単位(措通59の3(3)－1 新設)

租税特別措置法措置法第59条の3第1項第1号イに規定する「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」に該当するかどうかは、原則として、個々の特定特許権等に係る取引ごとに判定しますが、特定特許権等の譲渡又は貸付けに係る契約において複数の特定特許権等が一括して譲渡又は貸付けの対象とされている場合(個々の特定特許権等の譲渡又は貸付けについて対価の額が算定されておらず、その一括して譲渡又は貸付けをした特定特許権等の対価の額が算定されている場合に限ります。)には、その一括して対象とされている譲渡又は貸付けを一の取引として判定を行うこととして差し支えない旨を明らかにしています。

また、上記に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により同号に掲げる金額の計算を行うことを明らかにしています。

○ 特許権譲渡等取引に係る益金の額(措通59の3(3)－2 新設)

租税特別措置法措置法第59条の3第1項第1号イに規定する特許権譲渡等取引(以下「特許権譲渡等取引」といい

ます。)に係る契約において、特定特許権等の譲渡又は貸付けと当該特定特許権等に係るノウハウ又はデータの譲渡又は貸付けその他役務の提供（以下「ノウハウ等の譲渡等」といいます。）とがあわせて行われる場合には、特定特許権等の譲渡又は貸付けに係る対価の額とノウハウ等の譲渡等に係る対価の額とが契約において区分されている場合における当該ノウハウ等の譲渡等に係る対価の額に係る収入金額や、特定特許権等の譲渡又は貸付けに係る対価の額とノウハウ等の譲渡等に係る対価の額とが契約において区分されていない場合における当該特許権譲渡等取引に係る収入金額は、原則として、これに含まれないことを明らかにしています。

また、特定特許権等の譲渡又は貸付けとあわせてノウハウ等の譲渡等が行われる場合であっても、当該ノウハウ等の譲渡等が、通常単独では取引の対象とならないものであり、かつ、当該ノウハウ等の譲渡等がなければ、当該取引の対象となる特定特許権等の利用が困難であると認められる場合など、当該ノウハウ等の譲渡等が当該特定特許権等の譲渡又は貸付けの一環として行われるに過ぎないと認められる場合には、当該ノウハウ等の譲渡等を含めた取引に係る収入金額を特許権譲渡等取引に係る収入金額として取り扱って差し支えないことを明らかにしています。

○ 独立企業間価格の算定（措通59の3(4)－1 新設）

租税特別措置法関係通達（法人税編）66の4(2)－1から66の4(3)－4まで、66の4(4)－2から66の4(8)－1まで及び66の4(8)－7から66の4(9)－4までの取扱いは、関連者との間で行った特許権譲受等取引の対価の額を本制度の規定により租税特別措置法第66条の4第2項に規定する方法に準じて算定する場合について準用することを明らかにしています。